

磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行  
規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和2年磐田市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(隣接する自治会)

第3条 条例第2条第7号の規則で定める隣接する自治会とは、事業区域の境界線から600メートル以内の区域を含む自治会とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(届出)

第4条 条例第10条第1項に規定する届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 確約書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業区域等状況調書（様式第4号）
- (4) 近隣関係者等への説明実施報告書（様式第5号）
- (5) 事業区域内の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- (6) 維持管理に関する計画書（様式第6号）
- (7) 撤去及び処分に関する計画書（様式第7号）
- (8) 地元自治会との協定書の写し
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第10条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書兼同意申請書（様式第8号）に前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 前2項の規定による届出は、正副各1通を市長に提出しなければならない。

(同意の通知)

第5条 市長は、条例第11条第2項による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業（変更）同意通知書（様式第9号）又は再生可能エネルギー発電事業（変更）不同意通知書（様式第10号）により当該事業者へ通知するものとする。

（維持管理に関する報告）

第6条 条例第12条第2項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（自然災害、人為的災害発生時）（様式第11号）により行うものとする。

（事業廃止の届出）

第7条 条例第13条の規定による事業廃止の届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届（様式第12号）を提出することにより行うものとする。

（立入調査）

第8条 条例第14条の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す再生可能エネルギー発電設備立入調査員証（様式第13号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（指導、助言又は勧告）

第9条 条例第15条の規定による指導及び助言は、指導・助言通知書（様式第14号）によるものとする。

2 条例第15条の規定による勧告は、勧告書（様式第15号）によるものとする。

（公表）

第10条 条例第16条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第16号）によるものとする。

2 事業者は、前項に規定する意見を述べる機会を与えられ、意見を述べるときは、公表に関する意見書（様式第17号）によるものとする。

3 条例第16条の規定による公表は、磐田市公告式条例（平成17年磐田市条例第3号）に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。